

## 西脇多可行政事務組合職員の給与・定員管理状況

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
2年度	59,668 人	329,602 千円	59,637 千円	29,973 千円	9.09%

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給 与 費			1人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末勤勉手当 計 (B)	
2年度	4 人	11,471 千円	1,428 千円	3,555 千円	4,114 千円

- 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数です。

### 2 一般行政職給料表の状況（令和3年4月1日現在）

(単位：円)

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
1号級の 給料月額	362,900	319,200	289,700	264,200	237,600	202,400	165,900	146,100
最高号級の 給料月額	444,900	410,200	393,000	381,000	350,000	348,500	299,500	247,600

### 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
西脇多可行政 事務組合	48.6歳	361,660 円	415,980 円	55.5歳	323,950 円	358,780 円
国	43.0歳	325,827 円	407,153 円	50.9歳	286,947 円	328,603 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

#### (2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

(単位：円)

区 分	西脇多可行政事務組合	国
一般行政職	大学卒	182,200
	高校卒	150,600
技能労務職	高校卒	147,900

### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的 な職務 内 容	事務局長	課長	課長補佐	主査	主任	上級職員	一般職員	その他	
職員数 (人)	1	1	0	1	2	0	0	4	9
構成比 (%)	11.11	11.11	0	11.11	22.22	0	0	44.44	100

5 職員の手当の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分	西脇多可行政事務組合	国の制度との異同
期末手当 勤勉手当	支給実績(令和2年度決算) 3,555千円 (令和2年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 計 4.45月分 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 1人当たり平均支給年額 889千円	同 じ
特殊勤務手当	支給実績(令和2年度決算) 0千円 支給職員の割合 0.0% 1人当たり平均支給年額 0円	異 なる
時間外勤務手当	支給実績(令和2年度決算) 206千円 1人当たり平均支給年額 52千円	異 なる
扶養手当	支給実績(令和2年度決算) 0千円 配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 前年度未満15歳～満22歳の子 加算額 5,000円	同 じ
通勤手当	支給実績(令和2年度決算) 288千円 交通機関利用者 運賃の額相当額 最高支給額 55,000円 自動車等利用者 片道2km以上の者 2,000円～31,600円	同 じ
管理職手当	支給実績(令和2年度決算) 934千円 局長 77,800円 ※令和2年4月1日現在	異 なる
退職手当	(支給率) 自己都合 勤続 20年 19.6695月分 勤続 25年 28.0395月分 勤続 35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分 その他の加算措置 — ※令和2年4月1日現在	同 じ

(注) 支給実績(令和2年度決算)は、普通会計決算の額です。

6 職員数等の状況

(1) 職員数の推移

(単位:人)

部門別 \ 年度	R1年	R2年	R3年	対前年 増減数	主な増減理由
一般行政	1	1	17	16	令和3年4月1日付北播磨清掃事務組合との統合により増

7 職員の懲戒処分状況

(令和2年度)

(単位:人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0